

第1回緊急一時避難施設と一時滞在施設のデュアルユースの推進に関する検討会 議事要旨

1 日時 令和8年8月4日（火）10:00～12:00

2 場所 東京都港区西新橋1-6-15 日本酒造虎ノ門ビル
A P 虎ノ門 11 階 C ルーム（WEB 会議とのハイブリッド開催）

3 出席者（順不同）

(1) 委員

廣井座長、福田委員、菅原委員、貝島委員、勝山委員、石田委員、田中委員、肥沼委員、中根委員、上野委員、深井氏（後藤委員代理）、増木氏（上田委員代理）、黒河氏（新井委員代理）

(2) オブザーバー

内閣官房副長官補事態対処・危機管理担当、内閣府政策統括官防災担当付調査企画担当、消防庁国民保護・防災部防災課国民保護室、国土交通省大臣官房危機管理室

4 議事内容

(1) 委員の互選等

ア 開催要綱について

資料2に基づき、事務局より説明。

イ 座長の互選

委員の互選により、座長に廣井委員が選任され、座長あいさつがされた。また、座長の指名により、座長代理に福田委員が選任された。

(2) 議題

ア 緊急事態を想定した避難施設（シェルター）の確保に関する基本方針について

イ 緊急一時避難施設の指定状況

ウ 緊急一時避難施設の更なる指定促進について

エ 本検討会における議論の方向性

資料3から資料6に基づき、事務局より説明。

5 主な意見交換の内容

(1) ガイドラインや制度面で整理すべきこと

- 帰宅困難者の一時滞在施設と緊急一時避難施設は対応する時間軸や役割が異なる。時間軸に応じた役割や対応内容などの差異をわかりやすくガイドラインで整理することが重要ではないか。
- 緊急一時避難施設に対し、さらに滞在機能まで求められるとハードルが高い。民間の参画を促すには避難機能と滞在機能を分けて整理し、最低限求める要件と推奨する要件を区分して、施設管理者から見て何をどこまで求められるのか、行政側でどこまで担ってもらえるのかを明確にしてほしい。
- 現状の緊急一時避難施設は施設管理者に新たな義務や負担は課されないものとして指

定を受けているため、手引きの内容が何らかの法的義務を課すようなものと誤解を受けないように注意する必要がある。

- 帰宅困難者の一時滞在施設には非公表のものもあるのに対し、緊急一時避難施設は「公表されていなければ実効性を確保できない」との意見もあれば、「指定の有無にかかわらず避難者が来る」との意見が出された。
- 事態認定前の避難に関しては、法的根拠がない中で、誰が何に基づいて運用するのか整理する必要がある。
- 自然災害時を想定した協定や補助などの仕組みを有事に単純に拡張できるのか整理が必要ではないか。
- 緊急一時避難施設に指定されている施設が並行して行っている本来業務への対応についても留意が必要ではないか。
- 事故時の法的責任や補償の整理も行う必要がある。施設に重過失がない限り免責されるような仕組みを考慮すべきではないか。
- 緊急一時避難施設への指定に際しての施設側の懸念や課題を幅広くアンケートで収集すべき。
- 一時滞在施設の協定・ガイドラインも様々なバリエーションがあることに留意すべき。また津波避難ビルのガイドライン等も参考になるのではないか。

(2) 避難時間・避難行動の想定

- 一時的に滞在している者には市区町村の境は意味を持たない。実質的な避難行動に即した一定のエリアで施設確保を行うアプローチが良いのでは。
- 着弾までの時間猶予は極めて短いことも想定されることから、建物の中にいる人はその中で窓から離れる等の身を守る行動をとることが有効であり、緊急一時避難施設の主な対象は昼間に屋外にいる人と考えるべきではないか。

(3) 制度に関する周知・理解促進

- 「緊急一時避難施設」や「有事」の定義に関する共通認識が不足している。施設を提供する側と避難してくる人側の双方に対する周知・理解促進が必要ではないか。
- 施設の協力を広げていくためには、危機感の共有、懸念点などのハードルの引き下げ、そして納得感を持たせるリスクコミュニケーションのバランスが重要ではないか。
- 自然災害と異なり、有事は具体的なイメージを持ちづらい。対応イメージを社会で共有するためには、被害の状況や避難指示の時間などに応じて想定されるパターンを可能な限りフローチャート化して示すことが重要ではないか。

6 今後の予定

- 地方公共団体及び民間事業者へのアンケート・ヒアリングを実施し、指定促進上の課題、運営方法、役割分担、支援策等を整理する。
- 第2回検討会（10～11 月予定）において調査結果及び手引き構成案を提示し、具体的論点を議論する。